

広島女学院大学協力会修学援助費規程

2017. 5.20 制定

(目的)

第1条 この規程は、家計の急変により授業料等の納付が困難となった学生に対し、大学協力会が修学援助費を給付することにより、就学継続を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 給付対象者は、学部にて在籍する学部生であって、学資を負担する者(以下、「学費支弁者」という。)が大学協力会の会員であって、次の全てに該当する者を対象とする。ただし、外国人留学生は除く。

- (1) 学業継続の意思が強くあるが、家計急変により当期の最終延納期限までに授業料が納入できない者
- (2) 標準修得単位数を満たしている者

(支援の要件)

第3条 本規程が支援する要件は次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学費支弁者の死亡により、学業の継続が著しく困難となった者
- (2) 不慮の災害等により、学業の継続が著しく困難となった者
- (3) その他、上記に類するもので協力会会長が認める者

(給付金額および給付方法)

第4条 1名につき半期授業料相当額を限度とし、予算の範囲内で大学協力会会長(以下、「会長」)が決定する。

2 修学援助費は、給付対象者が指定する銀行振込口座に振り込むこととする。

(給付期間)

第5条 修学援助費の採用は在学中に一度限りとし、単年度限りとする。

(申請)

第6条 修学援助費の申請は、原則として第2条に規定する事由発生後3か月以内に行う。

(提出書類)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる書類を学生課に提出しなければならない。

- (1) 修学援助費申請書
- (2) 第2条第2項の事由を証明するもの

(審査・決定)

第8条 学生課は提出された書類を審査し、大学協力会学内理事で構成する「支給審査委員会」に諮る。

2 対象者選考後、会長に選考結果を報告し、会長が決定する。

(異動)

第 9 条 申請者が次に該当する事項が生じたときは、ただちに学生課へ届けなければならない。

- (1) 受給者の休学, 退学, 除籍又は留学
- (2) 受給者が奨学金を辞退するとき

(返還)

第 10 条 修学支援金に返還の義務は課さない。ただし, 次のいずれかに該当する場合は返還を求めることができる。

- (1) 休学または退学したとき
- (2) 除籍になったとき
- (3) 申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明したとき

(施行細目)

第 10 条 施行にかかる細目は, 会長が定める。

(所管)

第 11 条 この規程に関する事務は, 学生課が行なう。

附則

この規程は, 2017 年 5 月 20 日から施行する。